

営農継続県・市町村連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 更なる企業進出や道路建設が見込まれる中、農地の売買が加速化し、農地の貸借契約の解除等が発生しており、貸借可能な農地の情報収集、マッチング作業を進めているところだが、農家の貸借可能な農地が小規模かつ分散している等の課題がある。そこで、農業振興と企業進出の両立を図るため、地元からの意見や情報を収集することにより、営農継続の支障となる新たな課題を把握し、マッチング以外の手法による対応等の必要性について検討すること等を目的として、営農継続県・市町村連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、半導体産業の集積や道路建設等が進む地域の農家の営農継続の支障となる課題を把握し、対応策を検討するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 県の取組状況及び市町村の把握する農家の現状や要望について情報共有を行う。
- (2) 新たな対応等に関する提言を行う。
- (3) その他必要に応じて、県と市町村の協力体制を構築する。

(組織)

第3条 連絡会議は、別表1に掲げる者をもって組織する。なお、必要に応じて構成員の追加等を行うことができる。

- 2 連絡会議に座長を置くとともに、座長は農林水産部長を持って充てる。
- 3 座長は会議を主宰し、必要に応じて招集する。
- 4 座長が会議に出席できない時、代理に農村計画課長を充てる。

(事務局)

第4条 事務局は、熊本県農村計画課農地農振室に置く。

- 2 事務局長は熊本県農村計画課長をもって充てる。

(他の者の出席)

第5条 連絡会議は、必要に応じて他の者の出席を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和6年1月30日から施行する。

この要綱は、令和6年10月15日から施行する。

別表 1

農林水産部長	菊池市
農村振興局長	合志市
生産経営局長	大津町
農林水産政策課長	菊陽町
畜産課長	西原村
担い手支援課長	益城町
農村計画課長	
農地農振室長	
農地整備課長	
むらづくり課長	
技術管理課長	